

## 『別居の方への送金証明』(毎月または2ヶ月毎の定期的な送金)

前回、検認を行った場合…前回検認後、12ヶ月分

初めて検認を行う場合…6ヶ月分以上

の証明(銀行振込の控等、送金者と受領者の氏名、送金日が判明するもの)を添付して下さい。

※単身赴任及び通学(学生の子)による別居者は不要です。

## 『給与収入者』

被扶養者調書の就労状況欄(注1)に、勤務先で証明を頂いて下さい。

前年より引き続き働いている…「源泉徴収票」がない場合、「給与明細書(事業所名称記載)」等(年間収入がわかるもの)

最近働きはじめた…「給与見込み証明書」、「雇用契約書」等(年間収入見込みがわかるもの)

## 『年金受給者』

受給しているすべての年金通知書(老齢・厚生・遺族・障害等)の写しを添付して下さい。

## 『学生』

在学証明書(原本)を添付して下さい。(留学中は留学先で証明を受けて下さい。)

## 『外国人』

外国人登録証の写しを添付して下さい。

## 『求職活動中の子』

卒業した日が記載されている書類を添付して下さい。

## 『疾病により就労不能の方』

罹患して3ヶ月以内の方のみ医師の診断書を添付して下さい。

## 『障害により就労不能の方』

障害手帳の写、障害年金の通知書の写しを添付して下さい。

## 『対象者が他の被扶養者の介護等により就労困難な方』(例:娘が祖母の介護をする場合等)

所得証明書と常時介護を必要とする診断書を添付して下さい。

## 『19年又は20年退職され、現在無職無収入の方』

被扶養者調書①にお勤めされた期間をご記入し、退職日が記載されている書類を添付して下さい。

## 『配偶者が被扶養者でない場合の子の扶養』

被扶養者調書の②に、配偶者が子を扶養できない状況をご記入下さい。

## 『自営業・農業等を廃業された方』

「廃業届書」(廃業を確認できるもの)の写し等を添付して下さい。

## 『自営業・農業等の収入がある方』(家賃・不動産・農業・漁業・商業・工業等自家営業・保険の外交等自由業に基づく収入)

「確定申告書」および「収支決算書」の写しを添付して下さい。

## 『扶養要件に関する注意事項』

※「主として被保険者により生計を維持している」ことが前提となりますので、扶養の実態を把握させて頂いたうえで、扶養認定の審査をさせていただきます。したがって、被保険者の収入、他の被扶養者状況等により、収入基準を満たしていても、不認定となる場合もありますので、ご了承下さい。

※扶養対象者に配偶者がいる場合、「夫婦の相互扶助義務」を優先します。(例:父の扶養になっている 娘に夫がいる場合、夫の被扶養者となるのが優先されます。)

※全日制教育機関を新規に卒業した者が就職できない場合、卒業後最長1年は認定されます。なお、一旦就職し被扶養者から外れた場合は再認定されません。

学生には、法的に就職までの間の生活が保護されていないことを考慮し、1年の猶予期間を設定しています。

(子の場合に限る)

※その他、被扶養者認定基準を参照して下さい。

## 『その他』

所得証明書(課税・非課税証明)、住民票、戸籍謄(抄)本等の取得費用は個人負担です。

各種証明は原本を提出してください。

## 『審査後』

審査の結果、被扶養者に該当しない場合は、3月31日をもって、被扶養者の削除手続きをお願いします。

被扶養者異動届に被保険者証を添え、提出して下さい。

また、書類提出なき場合、虚偽の申告をした場合は、認定削除となりますので、よろしくお願い致します。